

松江市告示第 41 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 第 1 項の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 4 日

松江市長 上 定 昭 仁



設置主体	施設名	所在地	確認を辞退する年月日	確認を辞退する子ども・子育て支援施設の種類
社会福祉法人 ひよし福祉会	ひよし保育園	松江市八雲町西 岩坂 17 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日	一時預かり事業